**平成２２年（フ）第３１５号**
群馬県高崎市福島町785番地４　ハイツフジコシＡ101号
債務者　田谷　修司
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第３１６号**
群馬県高崎市福島町785番地４　ハイツフジコシＡ101号
債務者　田谷　春美
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第１７８号**
岐阜県多治見市新町２丁目33番
債務者　安藤　紘明
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２２年（フ）第１７９号**
岐阜県瑞浪市釜戸町1069番地の363
債務者　丸山　光章
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２２年（フ）第１０９号**
三重県松阪市岡本町53番地
債務者　寺西　紳祐
１　決定年月日時　平成22年10月21日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２２年（フ）第５５号**
京都府綾部市下八田町下沢11番地の３　エンデバー６－Ｂ－６
債務者　後藤　光史
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２２年（フ）第１０２６号**
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁９番１号　堺市営上野芝住宅１棟308号、住民票上の住所奈良県五條市二見６丁目３番23号
債務者　楠本　茂雄
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１１６５号**
大阪府河内長野市木戸西町３丁目15番３－205号
債務者　世良田　博
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１２６０号**
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番28―203号
債務者　森川　　誠
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１２８３号**
堺市南区竹城台２丁１番23―204号
債務者　高木　公明
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１３５７号**
大阪府羽曳野市向野２丁目７番２―302号
債務者　島　奈緒子（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１３７７号**
大阪府富田林市寺池台１丁目３番208―101号
債務者　岡本　澄子
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１４０８号**
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番396号、前住所大阪府富田林市向陽台２丁目22番16号201
債務者　竹村　　純
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１４２４号**
堺市中区深井沢町2711番地　ルナ深井Ｂ―202号
債務者　宮田　俊文
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第３４０号**
香川県さぬき市志度1955番地34
債務者　浦辺　雄二
１　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第３４号**
長崎県五島市大荒町913番地１　サンハイツ７号室
債務者　長谷川正昭
１　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
長崎地方裁判所五島支部

**平成２２年（フ）第１４５号**
福島県喜多方市豊川町一井字下川原2801番地１　市営菅井団地３号棟334号、前住所福島県喜多方市字石田4043番地１　あむーるきたかたＣ棟201
債務者　齋藤　弘子
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係